

社会新報

植田好雄版



【発行所】 社会民主党全国
連合機関紙宣伝局
(週間水曜日発行)
〒104-0043 東京都中央区湊
3-18-17マルキ榎本ビル5F
電話代表03(3553)3787 振替
00140-1-3203 ●定価180円
●1ヵ月700円●送料164円

【分局】
島根県江津市敬川町937-3
2019年7月
N07
.....
【発行責任者】
植田 好雄
Tel (Fax) 0855-52-7837

E-mail : yosio@helen.ocn.
ne.jp
ホームページ
http://www.uedayoshio.
net/

6月定例議会終わる

6月定例議会は、6月14日から28日の15日間で終わりました。14日開会で提出された議題は、報告議案7件、承認議案3件、条例議案2件、一般議案2件、予算議案1件の15件と、後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める請願1件が提出されました。副市長の選任について、藤田和雄氏が6月末で退任され、新たに藤田裕氏を選任することが承認されました。一般質問は、19日、20日で11名が行い植田好雄は、一般質問の初日の1番目で質問に立ちました。

県補助金の確定した事業を計上
補正額1663万6千円

補正額1663万6千円の主なものは、▼医療介護総合確保促進事業に4235万1千円 ▼スクールサポートスタッフ配置事業138万4千円 ▼当初予算編成後に、県補助金が確定した事業や▼地場産センタ一の解散に伴う寄付金収入の3005万円減額 ▼市庁舎屋上に喫煙所設置費用150万円などを計上し、予算総額は162億5563万6千円とするものです。

補正予算に反対

補正額としては巨額のものではありませんが、市庁舎屋上に喫煙所設置の費用が計上されており、補正予算には反対をした。

健康増進法の一部改正により7月



裏側2階出入口にある喫煙所（現在）



3階庁舎屋上に喫煙所設置予定場所（赤枠）

■下記文章は、本会議最終日の補正予算の反対討論を準備していましたが、私の発言通告の不手際で発言が出来ませんでしたので前文を掲載します。

議案第42号、令和元年島根県江津市一般会計補正予算（第1号）を定める事について反対の立場から意見を申し上げます。

今回の補正予算は、総額1663万6000円と巨額の補正とはなっていませんが、受動喫煙を防ぐ為に健康増進法によって、7月1日から敷地内禁煙が施行され、それに伴い「受動喫煙を防止するための必要な措置が取られた場所」であれば「特定屋外喫煙場所」の設置ができ「喫煙」が可能という事で、現在の喫煙場所から、本庁舎3階屋上に喫煙場所を移設するために150万円の予算が計上されています。

健康増進法の一部施行では、学校、病院、行政機関といわれる第一種施設で施行されますが、市内の小中学校ではすでに喫煙場所は一切設けておらず、敷地内全面禁煙となっています。この措置は子供たちの健康被害を防ぐ為に当然の措置と言えます。

受動喫煙は、たばこの燃焼時の煙の副流煙や喫煙者の吐く息にも有害物質が含まれています。喫煙者の呼気からは十数分から数十分の間、有害物質が出続け、一酸化炭素は1本吸って最低8時間は息から出ており、いくらタバコの煙処理をしても喫煙者が出入りするため、受動喫煙の健康被害防止には限界があると言えます。

更に、無風状態でたばこの被害は半径7mにわたり、風があり数人が固まって吸えば2〜3倍に広がり、真剣にタバコを吸わない人を守るために、屋外に喫煙所を作るにはテニスコート2面の広さが必要と言われている。

喫煙場所は、3階の屋上出入口付近に設置となっていますが、無風で被害は7mと言われており、喫煙時に出入りすることでタバコの煙を庁舎内に送り込むことになり、設置場所としても適切であるか疑問と言えます。

現在2年後の完成を目途に新庁舎建設が計画されていますが、喫煙場所の移設に予算をつける事に市民の理解は得られないと考えます。

更に、分庁舎にも必要との見解を述べられましたが、無駄な支出がかさむことになると言えます。

真に受動喫煙防止のためとするのであれば、今回の機会をとらえて敷地内全面禁煙にすることが最良の対応と考えます。よって令和元年島根県江津市一般会計補正予算について賛成できない事を申し上げて、反対討論とします。

1日より、市役所敷地内禁煙となる事に伴い、現在の喫煙場所では2階の出入口に近く、市役所を利用される方の受動喫煙対策として、庁舎3階屋上に喫煙可能場所を移設をするというものです。

利用者・市民の皆様には受動喫煙防止という点では、大変に良い事だと思います。

「今回の措置で、受動喫煙防止になるのか」と質すると「厚労省が示した指針に基づき屋外に喫煙場所を設置するもので問題はない」との答弁ですが、改正健康増進法では、「望まない受動喫煙」の防止対策をとれば、「屋外に喫煙場所を設置できる」としてはいますが、「推奨をするものではない」と厚労省などは、自治体には通知をされています。

利用者に対する、受動喫煙防止は当然の事ですが、タバコ煙が屋内に入らないように仕切り、喫煙者以外は立ち入らないようにする事で、対策はすべてクリアというものではありません。

衣服についてタバコ煙や呼気から有害物質が出ており、タバコを吸った後にも数十分は受動喫煙の影響があるとされています。

周囲の人たちは、見えないタバコの害をいつまでも受け続けており、職員や利用者・市民の「望まない受動喫煙」の防止対策にはならないと言えます。

受動喫煙を完全に防止することは不可能であり、今回の機会をとらえて、市役所敷地内は全面禁煙にすることが最良の対策と言えます。

更に、市役所新庁舎建設も2年後の完成に向けて計画が進んでいる中で、喫煙所の設置費用は市民からも理解が得られない物であり、今回の補正予算については反対をしました。

議員提出の意見書

■意見書1号「米軍の低空飛行による住民への影響の軽減を求める意見書」は、「記」として「1、米軍機低空飛行訓練は、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行い、訓練ルートや訓練が行なわれる時期など速やかに把握し、関係自治体へ事前情報提供を行い、地域住民の不安を払拭する事。2、航空機騒音規制措置について、住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うと共に、同措置の実施に伴う効果について検証を行う事」を求められています。

■意見書2号「国民健康保険事業への財政支援拡充を求める意見書」の2本が議員提出され、江津市議会として、意見書を内閣総理大臣をはじめ関係省庁に意見書を提出する事が採択されました。

6月9日に行われた、跡市町の日本1小さい田んぼの「花田植え」です。鯖寿司を買って、淡竹を購入したら、3本サービスしていただきました。



ヒラメ稚魚放流体験。今年は川波小5年生児童が漁港で行いました。

その他の議案は

◎総務文教委員会に付託された、▼「地域審議会の設置に関する協議書に定められた事項を変更する条例の一部を改正する条例」(全員賛成) ▼「消費税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」(賛成多数) ◎建設厚生委員会に付託された ▼「市道の路線の廃止(改良工事に伴い一部県道区域になる事で起点の変更による市道沢津線)について」 ▼「市道の路線の認定(皆井田江津線の旧同区間を含めた市道沢津線と波積本郷中央線)について」は全員賛成で採択された。

▼請願の「後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める請願」については、賛成少数で不採択となりました。この請願は、3月議会でも趣旨の陳情が不採択となっていました。植田は「3月議会の審議は不十分。社会保障は削られ、違う事に使っている。議論し問題があるなら、社会保障を充実させるために、地方から意見を言える議会であるべきで、しっかり議論して採択するべき」と意見を述べた。